

ダイオキシン類測定結果報告書

〇〇年 〇月 〇日

川口市長 殿

川口市〇〇1-2-3

報告者 □□株式会社

代表取締役社長 川口 太郎

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m ³ /日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³)	試料採取者	分析者	備考
〇〇.4.20 (11:00～14:00)	64,000	10.4	煙突	廃棄物焼却炉 8時間/日 30日/月	〇〇.5.20	0.012	△△分析	△△分析	

表2 排水水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量(m ³ /日)						
〇〇.4.20 13:00	排水口	4	排ガス洗浄施設 8時間/日	〇〇.5.20	0.019	△△分析	△△分析	

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
〇〇.4.20 11:30	焼却灰	焼却灰取出口	廃棄物焼却炉	〇〇.5.20	0.0045	△△分析	△△分析	
〇〇.4.20 12:00	ばいじん	集塵灰取出口	廃棄物焼却炉	〇〇.5.20	0.28	△△分析	△△分析	

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
 - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
 - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 - 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」とい

う。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF	[0.0037]	0.007	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF	[0.0045]	0.005	0.001	0.03	0
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF	0.012	0.005	0.002	0.3	0.0036
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF	0.0081	0.005	0.001	0.1	0.00081
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF	0.016	0.009	0.003	0.1	0.0016
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF	ND	0.016	0.005	0.1	0
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF	0.024	0.009	0.003	0.1	0.0024
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF	0.028	0.008	0.002	0.01	0.00028
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF	ND	0.016	0.005	0.01	0
	OCDF	[0.021]	0.022	0.007	0.0003	0
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.0087
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD	ND	0.007	0.002	1	0
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD	[0.0043]	0.007	0.002	1	0
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD	[0.0060]	0.007	0.002	0.1	0
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD	0.018	0.011	0.003	0.1	0.0018
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD	0.0085	0.008	0.003	0.1	0.00085
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD	0.12	0.010	0.003	0.01	0.0012
	OCDD	0.14	0.017	0.005	0.0003	0.000042
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.0039
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	0.013
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB (#81)	0.012	0.006	0.002	0.0003	0.0000036
	3, 3', 4, 4'—TeCB (#77)	0.024	0.021	0.006	0.0001	0.0000024
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB (#126)	0.018	0.004	0.001	0.1	0.0018
	3, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB (#169)	0.0099	0.008	0.002	0.03	0.00030
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB (#123)	[0.0047]	0.007	0.002	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB (#118)	[0.034]	0.05	0.01	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4'—PeCB (#105)	[0.018]	0.027	0.008	0.00003	0
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB (#114)	[0.0048]	0.009	0.003	0.00003	0
	2, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB (#167)	[0.0043]	0.006	0.002	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB (#156)	0.011	0.007	0.002	0.00003	0.00000033
	2, 3, 3', 4, 4', 5'—HxCB (#157)	[0.0058]	0.008	0.003	0.00003	0
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'—HpCB (#189)	0.0061	0.003	0.001	0.00003	0.00000018
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	0.0021
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	0.015

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m^3 （毒性等量にあつては、 $\text{ng}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ 。）、排出水の測定結果を記入する場合にあつては、単位を pg/L （毒性等量にあつては、 $\text{pg}-\text{TEQ}/\text{L}$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng}-\text{TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m^3 （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。